

公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興基金 規則

(設置)

第1条 公益社団法人 日本矯正歯科学会(以下「学会」という。)に、公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興基金 (Japanese Orthodontic Society Foundation for Research and Education、以下「基金または JOSFORE」という。)を置く。

(目的)

第2条 基金は、定款第3条「歯科矯正学に関する学理及びその臨床応用についての研究発表、知識の交換、国内外の関連学会との連携協力等に関する事業を行い、歯科矯正学の進歩普及、学術の発展ならびに国民の口腔衛生の向上に寄与すること」を目的として定款第4条に定める事業を行う上で必要となる資金として定める。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 1 国内外の学術団体と共同で行う国際会議、シンポジウム、講演会等の開催支援
- 2 矯正歯科医療の国内外の共同事業の支援
- 3 国際共同研究や国際的な活動の支援
- 4 国際学術交流の支援
- 5 国内外における教育活動への支援
- 6 その他基金の目的達成に必要な事業

(運営)

第4条 基金の運営に必要な経費は、基金への寄附金、学会の財源および矯正歯科に関する展示・広告による収入をもって充てる。

- 2 基金の運営に関する事項の審議は、公益社団法人管理運営委員会が行う。

(特定基金)

第5条 特定の事業の用に供する基金として、特定基金を置くことができる。

- 2 特定基金は、当該特定基金以外の基金とは、区分して経理しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、特定基金に関しては、別に定める。

(謝意表明)

第6条 学会は、寄附者に対して謝意を表明する。

- 2 前項に規定する謝意の表明に関しては、別に定める。

(基金の受入手続等)

第7条 基金の受入手続等は、別に定める。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(庶務)

第9条 基金の庶務は、学会事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月30日から施行する。
- 2 この規則は、公益社団法人 日本矯正歯科学会 基金取扱規程および寄附金等取扱規程（平成30年5月21日施行）に基づいて運用する。

公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興特定基金に関する規則

(目的)

第 1 条 本規則は、公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興基金規則(令和元年 9 月 30 日施行。以下「基金規則」という。)第 5 条の規定に基づき、公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興特定基金(以下「特定基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 特定基金は、基金規則第 4 条の 2 に規定する公益社団法人管理運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て設置するものとする。

2 前項により設置した特定基金は、理事会に報告するものとする。

(管理、運営及び執行)

第 3 条 特定基金の管理、運営及び執行は、委員会が理事会等の協力を得て行うものとする。

2 特定基金への寄附金で取得した施設設備その他の財物は、公益社団法人 日本矯正歯科学会に帰属するものとする。

(運営費)

第 4 条 特定基金の運営費は、原則として特定基金への寄附金から支出するものとする。

(残余の額)

第 5 条 特定基金の残余の額は、公益社団法人 日本矯正歯科学会学術振興基金に繰入れるものとする。

(改廃)

第 6 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規則は、令和元年 9 月 30 日から施行する。